

広島拘置所長 岡下好己

死刑確定者処遇要領

死刑確定者処遇要領について次のとおり定め、即日施行する。

なお、平成14年3月15日付け達示第3号「死刑確定者処遇規定」の制定について」は即日廃止する。

(目的)

第1条 この要領は、死刑の言渡しを受けて拘置されている者（以下「死刑確定者」という。）に対し適切な処遇を行うことを目的とする。

(準拠規程)

第2条 死刑確定者の処遇については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（改正平成18年6月8日法律第58号。以下「法」という。）その他関係法令等によるほか、この要領に定めるところによる。

(処遇の原則)

第3条 死刑確定者の処遇に当たっては、法第32条に定めるとおり、その者が心情の安定を得られるよう留意するとともに、民間の篤志家の協力などを求める。

(処遇の態様)

第4条 死刑確定者の処遇は、法第36条に定めるとおり、居室などにおいて行う。

2 死刑確定者を単独室に収容した場合は、同一居室に継続して1年以上収容してはならない。

(特別に所持を許可する衣類等)

第5条 居室内で所持させる衣類等は、未決拘禁者に準ずる。ただし、死刑確定者の処遇の特殊性を考慮し、特に必要と認める場合は、これ以外に許可することができる。

(誕生会)

第6条 誕生日に当たる月には、誕生会を行う。

2 誕生会には、嗜好品を支給することができる。

(余暇活動)

第7条 死刑確定者には、法第39条に定める活動について援助を与える。

2 心情安定に資するため、次の行事を行うことができる。

(1) 原則として1月に2回以内のビデオ鑑賞

(2) 録音テープ等の聴取

(情操教育)

第8条 情操教育に資するため、必要に応じ次の事項について許可することができる。

(1) 生花又は造花並びに花瓶の使用(花瓶は貸与することができる。)

(2) 囲碁、将棋等

(3) 絵画、カレンダーの居室内所持

(4) 描画、習字、写経等の用具の使用(用具は購入品に限る。)

(5) 色紙、短冊、原稿用紙の使用

2 前項各号により許可する品目は、管理運営上支障のないものに限る。

(菓子等の購入)

第9条 願い出により購入できる菓子及び果物等の種類は、未決収容者に準ずる。

ただし、処遇上必要と認める場合は、これ以外に別途許可することができる。

(差入れ)

第10条 死刑確定者への差入れは、法第5節「金品の取扱い」各条項に準じて処理する。

(戸外運動)

第11条 戸外運動は単独で実施する。

(理髪)

第12条 理髪は、単独理髪室を使用し、他の被収容者と分離して行う。

(教誨)

第13条 教誨は、原則として、個人教誨とする。

2 教誨は、講堂又は居室において行う。

3 適当と認める場合は、死刑確定者による集合教誨を実施することができる。

(備付日刊通常新聞紙)

第14条 備付日刊通常新聞紙の閲読を認める。

(戒護)

第15条 死刑確定者を処遇するに当たっては、特に次の事項に留意しなければならない。

(1) 動静視察は頻繁かつ綿密に行い、心情の安定に努めること。

(2) 運動、入浴、接見、行事等の通常認められている動作時限以外の事由で居室外へ連行する場合は、処遇首席またはその代理者の許可を得なければならない。

(3) 夜間又は休業日に診察、取調べ等のため居室外に連行する場合は、監督当直者に報告し、その指示を受けること。ただし、急を要し監督当直者の指示を受けるいとまがない場合は、3名以上の戒護職員が立会の上、居室を開扉し、適宜の措置を執り、速やかにその旨を監督当直者に報告すること。

(助言指導)

第16条 死刑確定者の処遇に関わる職員は、確定者の心情の変化に留意し、必要により、平静な日常生活が送れるよう助言指導を行う。

(面会の相手方)

第17条 面会の相手方は、法第120条に定めるとおり許すことができる。

(面会の回数等)

第18条 面会は、原則として1日1回とし、同時に接見できる人数は3人までとする。

(面会の一時停止及び終了等)

第19条 職員は、法第122条に基づく必要な措置を執ることができる。

2 前項の報告を受けた首席矯正処遇官(処遇担当)又は統括矯正処遇官(処遇担当)は、面会が一時停止された場合において、面会を継続させることが相当でないと認めるときは、その面会を終わらせることができる。

(発受を許す信書)

第20条 法第139条に掲げる信書の発受を許すことができる。

(信書の発信数等)

第21条 発信通数は、原則として、1日2通以内とする。

2 1通の発信枚数は、原則として、便せん7枚以内とする。